



残業時間削減ポイント10

11月19日(木) 10:00~12:00 神戸市産業振興センター

現行の「労働基準法」では、**月間60時間以上の時間外労働**について50%以上の割増率が義務化されていますが、中小企業については当分の間、割増率(25%)の引上げが猶予されています。ただしあくまで猶予措置ですので、将来的には割増率の引き上げ(25% ⇒ 50%?)が想定されています。

また昨今では、**過重労働による健康障害、メンタルヘルス不調**が大きく取り上げられるようになり、厚生労働省は今年4月から**過重労働の専従対策班**(過重労働撲滅特別対策班、通称かとか)を東京・大阪労働局に新設するなど、長時間労働に対する指導を強化しています。

残業時間の多い会社は早いうちに何らかの対策を講じる必要があります。(残業代を払えばよいという問題ではありません！)

そこで、本セミナーでは、会社がとるべき「残業削減対策」を具体例を交えながら解説いたします！

■残業時間が多く発生しがちな会社の例！

- ① 自社は特殊として何も対策していない
- ② 社員の要領や資質の問題 (残業に対する認識不足)
- ③ タイムカードのみで時間管理している
- ④ 残業するかしないかを社員の意思にゆだねている
- ⑤ ムダな時間の削減ができていない
- ⑥ 残業する人を評価しがちである
- ⑦ 付き合い残業の社風がある
- ⑧ 部門別に残業の差が激しい
- ⑨ 管理職のマネジメント力不足
- ⑩ 営業の交渉力不足による受注



未払い残業代

有給休暇消化

生産性向上

ワークライフバランス



お申し込みは裏面より

セミナー概要

日時	11月19日（木）10：00～12：00（9：30受付開始）
場所	神戸市産業振興センター 902・903 会議室（神戸市中央区東川崎町1-8-4（神戸ハーバーランド内））
受講料	8,000円（2名目は4,000円 消費税込）
対象者	経営者、役員、管理者（定員30名 1社2名まで）
お問合せ先	社会保険労務士法人 庄司茂事務所 ☎0120-66-8050 神戸事務所 〒650-0004 神戸市中央区中山手通5-1-1 神戸山手大木ビル6F 姫路事務所 〒670-0955 姫路市安田4-36 マサミビル3F 事務所HP： http://www.roumpro.com/ E-MAIL： info@sssr.jp

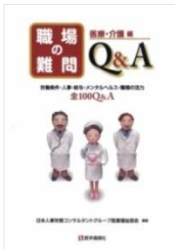


【講師】社会保険労務士法人 庄司茂事務所 代表
 特定社会保険労務士・行政書士
 庄司 茂（しょうじ しげる）
 労働保険事務組合 経営労務協会 会長
 経済産業大臣・内閣府特命大臣認定 経営革新等支援機関
 日本人事労務コンサルティンググループ（LCG）正会員



<執筆実績>

『職場の難問Q&A
 医療・介護編』
 （株）医療通信社
 LCG医業福祉部会編著
 共同執筆メンバー）



「保証時報」
 （兵庫県信用保証協会）
 2015.4月号～連載
 「経営のための
 Keyword辞書」



「介護ビジョン」
 （株）日本医療企画）
 2015.3月号
 人事労務の実践
 （第2回）



『残業時間削減』セミナー 申込用紙

※本セミナーは経営者向けの内容となります。恐れ入りますが、対象者以外のご参加はご遠慮願います。

会社名			業種
所在地	〒		
	TEL	FAX	社員数
ご参加者①	御芳名	御役職	
ご参加者②	御芳名	御役職	

お申込みFAX: 0120-38-3399

お申し込み後3日以内に受講票をFAXにてお届けいたします。
 もし受講票が届かない場合は、お手数ですが、弊事務所までご連絡をお願いいたします。（TEL: 0120-66-8050）

・ご記入いただきました個人情報は弊事務所関連以外には使用致しません。
 ・情報管理は厳重に行い、法的義務に伴う要請を受けた場合を除き、第三者への開示等は一切致しません。



社会保険労務士法人
庄司茂事務所